

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年12月20日答申分

答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100256号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100073号

第1 結論

請求者のA社における令和元年5月1日から令和3年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、令和元年5月から令和2年8月までは15万円から56万円、令和2年9月から令和3年2月までは15万円から50万円とする。

令和元年5月から令和3年2月までの訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のA社における平成31年3月1日から令和元年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成31年3月及び同年4月は15万円から56万円とする。

平成31年3月及び同年4月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年3月1日から令和3年3月1日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が過少申告されているので、実際の給与額に基づいた記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 請求期間のうち、本件訂正請求日(令和3年6月28日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)及び厚生年金保険法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえ、平成31年3月1日から令和元年5月1日までの期間(以下「請求期間」という。)については厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、令和元年5月1日から令和3年3月1日までの期間(以下「請求期間」とい

う。)については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

- 2 請求期間 について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、15万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書又は給料明細書、預金通帳、令和2年分給与所得の源泉徴収票及び令和3年度市民税・県民税課税証明書、課税庁から提出された令和2年度及び令和3年度市民税・県民税照会回答書並びに日本年金機構の回答(以下、併せて「給与明細書等」という。)により、請求者は、A社から、資格取得時及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(令和元年5月から令和2年8月までは56万円、令和2年9月から令和3年2月までは50万円)に相当する給与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、請求期間 に係る標準報酬月額を、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として、令和元年5月から令和2年8月までは56万円、令和2年9月から令和3年2月までは50万円に訂正することが必要である。

- 3 請求期間 について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、15万円と記録されているところ、上述の給与明細書等により、請求者は、A社から、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(56万円)に相当する給与の支払を受けていたことが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(15万円)は、オンライン記録と同額であることから、厚生年金特例法第1条第1項の規定に該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録の訂正は認められない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間 について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 一方、請求期間 について、請求者は、上述のとおり、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(56万円)に相当する給与の支払を受けていたことが確認できることから、請求期間 の標準報酬月額を、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)として56万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100257号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100074号

第1 結論

請求者のA社における令和元年5月1日から令和3年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、令和元年5月から令和2年8月までは18万円から24万円、令和2年9月から令和3年2月までは18万円から38万円とする。

令和元年5月から令和3年2月までの訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月1日から令和3年3月1日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が過少申告されているので、実際の給与額に基づいた記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、本件訂正請求日(令和3年6月28日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)及び厚生年金保険法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえ、平成30年12月1日から令和元年5月1日までの期間(以下「請求期間」という。)については厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、令和元年5月1日から令和3年3月1日までの期間(以下「請求期間」という。)については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

2 請求期間 について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録による

と、請求者の標準報酬月額は、18万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書又は給料明細書、預金通帳、令和1年分及び令和2年分給与所得の源泉徴収票、令和3年度市民税・県民税税額納税決定通知書、課税庁から提出された平成31年度、令和2年度及び令和3年度所得・課税状況等調査回答書、令和2年度及び令和3年度給与支払報告書並びに日本年金機構の回答（以下、併せて「給与明細書等」という。）により、請求者は、A社から、資格取得時及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（令和元年5月1日から令和2年9月1日までは24万円、令和2年9月1日から令和3年3月1日までは38万円）に相当する給与の支払を受けていたと認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額を、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として、令和元年5月から令和2年8月までは24万円、令和2年9月から令和3年2月までは38万円に訂正することが必要である。

- 3 請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、18万円と記録されているところ、上述の給与明細書等により、請求者は、A社から資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（24万円）に相当する給与の支払を受けていたことが推認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（18万円）は、オンライン記録と同額であることが推認できる上、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額を直接確認できる資料がないことから、厚生年金特例法第1条第1項及び厚生年金保険法第75条本文の規定に該当しておらず、記録の訂正は認められない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100258号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100075号

第1 結論

請求者のA社における令和元年5月1日から令和3年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、令和元年5月から令和3年2月までは15万円から59万円とする。

令和元年5月から令和3年2月までの訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のA社における平成31年3月1日から令和元年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成31年3月及び同年4月は15万円から59万円とする。

平成31年3月及び同年4月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年3月1日から令和3年3月1日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が過少申告されているので、実際の給与額に基づいた記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、本件訂正請求日(令和3年6月28日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)及び厚生年金保険法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえ、平成31年3月1日から令和元年5月1日までの期間(以下「請求期間」という。)については厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、令和元年5月1日から令和3年3月1日までの期間(以下「請求期間」という。)については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判

断することとなる。

- 2 請求期間 について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、15万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書又は給料明細書、預金通帳、令和1年分及び令和2年分給与所得の源泉徴収票、令和2年度及び令和3年度市民税・県民税課税明細書、課税庁から提出された令和2年度及び令和3年度市民税・県民税照会回答書並びに日本年金機構の回答（以下、併せて「給与明細書等」という。）により、請求者は、A社から、資格取得時及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（令和元年5月から令和3年2月までは59万円）に相当する給与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、請求期間 に係る標準報酬月額を、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として、59万円に訂正することが必要である。

- 3 請求期間 について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、15万円と記録されているところ、上述の給与明細書等により、請求者は、A社から、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（59万円）に相当する給与の支払を受けていたことが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（15万円）は、オンライン記録と同額であることから、厚生年金特例法第1条第1項の規定に該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録の訂正は認められない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間 について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 一方、請求期間 について、請求者は、上述のとおり、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（59万円）に相当する給与の支払を受けていたことが確認できることから、請求期間 の標準報酬月額を、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として59万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100341号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100076号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間と記録されているが、当該記録を取り消し、平成31年4月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成31年4月21日から令和元年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年4月21日から令和元年5月1日まで

A社に勤務している期間に産前産後休業及び育児休業を取得し、その後、育児休業終了予定年月日より前の平成31年4月22日に復職した。

請求期間は、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間(厚生年金保険法第75条本文該当)として記録されているが、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者記録によると、請求期間は、当初、育児休業期間とされており、厚生年金保険料の徴収の免除期間であったものの、事業主により、請求者の育児休業終了年月日を平成31年4月21日とする厚生年金保険育児休業等取得者終了届が請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年6月24日に年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、事業主から提出された出勤簿及び事業主の回答によると、請求者は、平成 31 年 4 月 21 日に育児休業を終えて平成 31 年 4 月 22 日に復職し、請求期間に勤務していたことが確認できる。

また、事業主から提出された賃金台帳、源泉徴収簿及び事業主の回答並びに請求者が所持する預金通帳によると、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る厚生年金保険法第 75 条本文該当の記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、事業主から提出された賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 31 年 4 月 21 日から令和元年 5 月 1 日までの期間について、請求者の育児休業終了年月日を平成 31 年 4 月 21 日とする厚生年金保険育児休業等取得者終了届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 31 年 4 月 21 日から令和元年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100342号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100077号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間と記録されているが、当該記録を取り消し、平成31年4月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成31年4月23日から令和元年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年4月23日から令和元年5月1日まで

A社に勤務している期間に産前産後休業及び育児休業を取得し、その後、育児休業終了予定年月日より前の平成31年4月24日に復職した。

請求期間は、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間(厚生年金保険法第75条本文該当)として記録されているが、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者記録によると、請求期間は、当初、育児休業期間とされており、厚生年金保険料の徴収の免除期間であったものの、事業主により、請求者の育児休業終了年月日を平成31年4月23日とする厚生年金保険育児休業等取得者終了届が請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年6月17日に年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、事業主から提出された出勤簿及び事業主の回答によると、請求者は、平成 31 年 4 月 23 日に育児休業を終えて平成 31 年 4 月 24 日に復職し、請求期間に勤務していたことが確認できる。

また、事業主から提出された賃金台帳、源泉徴収簿及び事業主の回答並びに請求者が所持する預金通帳によると、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る厚生年金保険法第 75 条本文該当の記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、事業主から提出された賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 31 年 4 月 23 日から令和元年 5 月 1 日までの期間について、請求者の育児休業終了年月日を平成 31 年 4 月 23 日とする厚生年金保険育児休業等取得者終了届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 31 年 4 月 23 日から令和元年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。